

## シュバルツ簿記書（1550年本）の研究

— 仕訳帳、債務帳を中心として —

A Study of Matthäus Schwarz's Publication on Bookkeeping (1550)  
with focus on his Journal and Ledger

岡 下 敏

Satoshi OKASHITA

キーワード：複式簿記、仕訳帳、債務帳、ハンス・ブルスト勘定、国王陛下の錫取引勘定

Key word : doppelte-Buchhaltung, Zornal, Schuldbuch, Hans Wurst conto,

Zinhandlung fur die kön. mt. contract a parta conto

## 要約

1550年にマトホイス・シュバルツは、シュラッケンバルデンの錫を扱う事業を始めようとしていた一商人の依頼によって、一冊の簿記書を書いた。同書は例示中心で、仕訳帳と債務帳が用いられている。仕訳原則および転記原則は、現在のそれらと同じであるが、締切手続は完全ではない。独立した検算表は作成されていないが、期首と期末の債権と債務が集計されているハンス・ブルスト勘定において、期中処理全体の検算が行われている。

## Abstract

In 1550 Matthäus Schwarz, the old chief accountant at Fugger, wrote a double entry bookkeeping at the request of a merchant called Conratt Mair who attempted to start a tin business in Augsburg. The system contains Zornal (Journal) and Schuldbuch (Ledger).

He journalizes in writing and enters the increase of claim and the decrease of obligation on the debit (left) side and the increase of obligation and the decrease of claim on the credit (right) side. In the left-margin of Journal he shows the number of accounts transferred from Journal in the form of fraction. Then the denominator is the number of accounts transferred from the credit side and the numerator is the number of accounts transferred from debit side.

He transfers from Journal to accounts in a similar method as we use today. He closes accounts without Journal. For balancing accounts he directly enters the account balance on the other side and carries forward to the next period.

Finally he assembles all balance of accounts into the Hans Wurst account. We believe

that the Hans Wurst account has a role in testing the accuracy of dispositions in that period.

## 1. はじめに

1550年4月17日、フッガー家の帳簿係主任の職を退いて間もないマトホイス・シュバルツ (Matthäus Schwarz, 1497~1574) を、一人の商人が訪ねてきた。彼はコンラット・マイル (Conratt Mair) と名乗り、自分が始めようとしている事業に適した簿記を書いてもらいたい、とシュバルツに依頼した。マイルは、アウグスブルクに本店をかまえ、シュラッケンバルデン、アントワープ及びニュルンベルクに支店を置いて、主としてシュラッケンバルデン産の錫を商う事業を始めようとしていたのである。

その依頼に応じてシュバルツは、アウグスブルクの本店でハンス・ブルスト (Hans Wurst) という名の主人が記帳する、仕訳帳 (Zornal)、債務帳 (Schuldbuch) 及び秘密帳 (Gehaimbuch) を用いる複式簿記を、22枚の紙に手書きした。その簿記は、取引をまず仕訳帳に仕訳し、それを債務帳に設けられた各勘定口座へ転記して、さらにそれら諸勘定口座を締切り、最後に債務帳に記載された事項をも含めて秘密帳で全体的な損益を計算・検算するというものであった。

シュバルツはフッガー家に雇われて間もない1518年にも、若き日の思い出とするために一冊の簿記書を手書きしている。<sup>1</sup> その本と区別する意味で、我々はここで取り上げる簿記書を「1550年本」と呼ぶことにするが、本稿は同書研究の手始めとして、仕訳帳に仕訳されている取引の種類・内容、仕訳の書き方、仕訳原則並びに勘定口座への転記・締切りまでを明らかにせんとするものである。

なおこの研究は、Alfred Weitnauer が彼の著書 *Venezianischer Handel der Fugger, Nach der Musterbuchhaltung des Matthäus Schwarz (München und Leipzig, 1931)*<sup>2</sup> の174頁以下に掲載した、シュバルツが書いた原本の写本の一つ (いわゆるエルビング写本) の翻刻版をもとにしたものである。同翻刻版ではエルビング写本の初めから何枚目であるかとその表頁か裏頁かを、56枚目の表頁であれば (Blatt 56 a) と、56枚目の裏頁であれば (Blatt 56 b) と示している。1550年本は中世のドイツ語で書かれており、当然左開きであるから、一枚の紙の表頁 (すなわち a) は見開きの右頁、その裏頁 (すなわち b) は次の見開きの左頁である。

同書は記帳順に、従って仕訳帳部分からはじめられているが、それは (Blatt 79 a) から (Blatt 83 b) までに書かれている。エルビング写本での仕訳帳では、1枚の紙の表裏に、初めから 1, 2, 3, …… の順に同じ丁数 (ac. (a carta の略)) が付されている。(Blatt 79 a) が ac. 1、(Blatt 83 b) は ac.5 である。

## 2. 取引の種類・内容

仕訳帳の記入は文章で書かれており、43に分けることができる。しかし債務帳の勘定口座に転記されているのは、そのうちの42だけである。43番目すなわち最後の記入は、仕訳帳に書かれてはいるが、期末の勘定残高は新しい帳簿の新しい勘定口座に繰越すことを説明するもので、勘定口座へは転記されておらず、従って仕訳とはいえない。なお、仕訳には日付が付されていない。そのため以下では、仕訳1、仕訳2、仕訳3、……と書いて最初からの仕訳順を示すことにする。当時は定期的な決算が未だ慣習化していなかったが、仕訳されている事柄（すなわち簿記でいう取引）は、前期の勘定残高を今期へ繰越すための所謂「開始取引」、「期中取引」、期末に勘定口座を締切って勘定残高を次期へ繰越すための所謂「期末取引」の大きく三つに分けることができる。ただし、取引順に仕訳されていない場合もある。<sup>3</sup>

### ① 開始取引

開始取引の仕訳は、仕訳1、仕訳2、仕訳3の三つである。

仕訳1は、アウグスブルク本店に居る主人ハンス・ブルストが前期末に有した現金、アントン・フッガーとその甥に対する債権、それにシュラッケンバルデン、アントワープ及びニュルンベルクの各支店に有した債権・現金・商品等と債務とを繰越すためのものである。ここでの各支店に関する記入では、それぞれが有した債権・現金及び商品等の合計額と債務額とを相殺した正味の金額をもって処理されている。そのため、各支店が期首に有した債権・現金・商品・債務等の内訳は知ることができない。

仕訳2は、前期末に存在したヨルグ・アマン、オルテンブルクのガブリエル伯の相続人及びマトホイス・シュバルツの三人に対する債務を繰越すためのものである。この仕訳では、三人に対する各fl.5000ずつの債務を一括して、秘密帳勘定で処理されている。この債務の返済日は、明示されていない。

仕訳3は、前期末に存在したマトホイス・シュバルツ個人に対する債務を繰越すためのものである。この債務については、後述のごとく、その返済日が明示されている。

### ② 期中取引

仕訳4からが期中取引の仕訳であるが、それらは貸付等による債権の発生とその回収、債務の発生とその返済、本支店又は支店間での送金とその受取り、金属（銀又は錫）の購入と販売又は他店への発送、諸費用の支払い、利息の受取り、勘定口座の締切りに大別できる。

仕訳4、仕訳7、仕訳8、仕訳9、仕訳16、仕訳23及び仕訳32は貸付で、仕訳10、仕訳11、仕訳20、仕訳30及び仕訳31はその回収である。

仕訳4は、アントワープ支店が14日後返済の条件で行った、ヤコブ・ヘルプロットへの貸付である。仕訳7は、ニュルンベルク支店において回収する条件で、アントワープ支店が行ったアンドレ・リグザルツへの貸付である。仕訳8は、アントワープ支店が3週間後返済の条件でバルト

ルメ・ベルザー等<sup>4</sup>に対して行った貸付である。仕訳9は、バルトルメ・ベルザー等に対する債権の一部の、ヤコブ・ヘルプロットへの貸替えである。仕訳16は、ガブリエル伯の相続人から借入れ、それをバルトルメ・ベルザー等から受取ることとなった場合である。借入れではあるが、債権も生じている。仕訳23は、バルトルメ・ベルザー等に対する債権の一部を国王陛下に貸替え、その回収をシュラッケンバルデン支店が行うこととなった場合である。仕訳32は、オランダの宮廷管理人に対してアントワープ支店が行った貸付である。

仕訳10は、ニュルンベルク支店が行ったヤコブ・ヘルプロットからの債権回収である。仕訳11は、アウグスブルク本店が行ったヤコブ・ヘルプロットからの現金による債権回収である。仕訳20は、ニュルンベルク支店が本店に代わって行った、アントン・フッガーとその甥からの債権回収である。仕訳30は、バルトルメ・ベルザー等に対する債権の一部回収を、ニュルンベルク支店が行った場合である。仕訳31は、バルトルメ・ベルザー等に対する債権の一部回収を、アントワープ支店が行った場合である。

仕訳12、仕訳16は債務の発生、仕訳21はその返済である。

仕訳12は、アウグスブルク本店がアントン・フッガーとその甥から銀 200 マルク (m. (Mark の略)、ウィーンの重量単位) を掛で購入し、それをアントワープ支店へ発送して同支店が受取った場合である。仕訳16は、前述のとおり、債権も生じているが、債務も生じている。

仕訳21は、アントン・フッガーとその甥勘定の勘定残高(貸方)をハンス・ブルストが現金で支払い、貸借関係を解消した場合である。

仕訳5、仕訳6、仕訳19及び仕訳22は、本支店又は支店間での送金とその受取りである。

仕訳5は、アントワープ支店から送られてきた現金の、アウグスブルク本店での受取りである。仕訳6は、ニュルンベルク支店がアントワープ支店振出しセバスチャン・ベルザー支払いの手形を受取った場合である。仕訳19は、アウグスブルク本店がフッガー家に依頼してニュルンベルク支店へ送金し、同支店がそれを受取った場合である。仕訳22は、ニュルンベルク支店がシュラッケンバルデン支店へ送った錫の売上代金を、シュラッケンバルデン支店が受取った場合である。

仕訳12、仕訳13、仕訳17、仕訳18、仕訳26、仕訳28、仕訳33、仕訳34、仕訳35及び仕訳37は、金属の購入、販売又は他店への発送である。

仕訳12は、前述のとおり、銀の購入・発送・受取りである。仕訳17と仕訳18は、シュラッケンバルデン支店が行った、合計で 3301 ツェントナー (ctr. (Zentner の略)、シュラッケンバルデンの重量単位) の錫の購入である。

仕訳26と仕訳28は、支店から本店又は他支店への錫の発送とその受取りである。仕訳26はシュラッケンバルデン支店からニュルンベルク支店への、仕訳28はニュルンベルク支店からアウグスブルク本店への、錫の発送とその受取りである。これらの仕訳では、金額が書かれていない。それに代わるものとして、錫の重量が書かれている。

仕訳13は銀の、仕訳33、仕訳34、仕訳35及び仕訳37は錫の、第三者への販売である。

仕訳13は、アントワープ支店が所有していた銀のすべてをバルトルメ・ベルザー等に販売し、その代金をニュルンベルク支店が回収することとなった場合である。仕訳33は、ニュルンベルク支店がハンス・ベルザーに対して行った錫の掛売りである。仕訳34は、ニュルンベルク支店が同地で行った錫の掛売りである。仕訳35も、ニュルンベルク支店が同地で錫を販売した場合であるが、次に示す仕訳14等（諸費用の支払い）とは異なり、販売に要した諸費用を売上高と相殺した金額で処理されている。仕訳37は、シュラッケンバルデン支店が同地で行った錫の販売である。

仕訳14、仕訳25、仕訳27、仕訳38及び仕訳40は、諸費用の支払いである。

仕訳14は、アントワープ支店がアウグスブルク本店から送られてきた銀を受取った時（仕訳12）の、運賃等の支払いである。仕訳25は、ニュルンベルク支店から送られてきた錫の売上代金をシュラッケンバルデン支店が受取った時（仕訳22）の、シュラッケンバルデ支店での運賃支払いである。仕訳27は、ニュルンベルク支店がシュラッケンバルデン支店から送られてきた錫を受取った時（仕訳26）の、運賃支払いである。仕訳38は、シュラッケンバルデン支店が同支店が所有する錫に関して行った、諸費用の支払いである。仕訳40は、アウグスブルク本店がニュルンベルク支店から送られてきた錫を受取った時（仕訳28）の、現金による運賃支払いである。

仕訳24は、本店での、国王陛下からの現金による利息（二ヶ月分）受取りである。

仕訳15と仕訳21は、取引が仕訳順になされていたのであれば、期中での勘定口座締切りと考えねばならない。

仕訳15は、アントワープ支店の銀勘定の締切りである。同勘定口座の勘定残高（貸方）をハンス・ブルスト勘定へ振替え、勘定口座の貸借を平均させている。仕訳21は、前述のとおり、アントン・フッガーとその甥に対する債務を返済し、貸借関係を解消した場合である。期中であっても、適宜勘定口座を締切っていることがうかがえる。

仕訳29は、ニュルンベルク支店がシュラッケンバルデン支店からシュラッケンバルデン単位で受取った錫の重量を、ニュルンベルク単位に換算したものである。この仕訳だけは、複記されていない。借方だけが書かれているにすぎない。仕訳順からすると、期中に行われたことになる。

### ③ 期末取引

仕訳41は、いったんアントワープ支店が記帳上用いている金額単位（flamische Pfund）で記帳したものを、アウグスブルク本店が用いている金額単位（fl. (rheinische Gulden の略)）に換算した時に生じた換算差額の、ハンス・ブルスト勘定への振替えである。仕訳順からみて、帳簿を締切る準備として行った期末取引と考えられる。

仕訳36はニュルンベルク支店の錫勘定の、仕訳39はシュラッケンバルデン支店の錫勘定の各勘定残高を、国王陛下の錫取引勘定へ振替えるものである。これらは、期末に錫取引全体の結果を計算するためになされたものと考えられる。

仕訳42は、国王陛下の錫取引勘定で明らかになった錫取引の結果を、秘密帳勘定へ振替えるためのもので、仕訳帳での最後の仕訳である。

### 3. 仕訳の書き方

仕訳は、文章（正しくは不完全文章）で書かれている部分を中心であるが、その左欄外には分数による表示がなされている。<sup>5</sup> この分数による表示の分母は、仕訳の貸方が転記された勘定口座の丁数、分子はその仕訳の借方が転記された勘定口座の丁数である。仕訳1だけは分子に三つの丁数（8, 9, 10）が書かれているが、他の仕訳では分母・分子ともに丁数は一つずつしか書かれていない。仕訳1の借方だけは勘定科目が五つで、転記先の勘定口座が三つの見開きにわたって設けられているが、それを除くと、仕訳の勘定科目は貸借ともすべて一つずつである。

文章部分では、まず借方の、次に貸方の、それぞれの勘定科目と金額（又は重量）が書かれている。それぞれの文章は、全仕訳を通して構文的にはほぼ同じである。ただ勘定科目の書き方（スペル）は、仕訳によって異なることがある。<sup>6</sup>

借方部分は、一字さげて、Mir soll（私に～しなければならない）で始まっている。それに続けて文法上の主語が書かれているが、それが借方の勘定科目である。そしてさらに、目的語（四格）として金額（又は重量）が書かれている。完全な文章であれば最後に動詞が書かれるべきであるが、それは常に省略されている。もし動詞を書くとしたら、geben（与える）のはずである。借方は、「主語（＝勘定科目）は私に目的語（＝金額又は重量）を（与え）ねばならない」と書かれているわけである。

貸方部分は、改行することなく続けて書かれているが、借方部分に書かれている金額（又は重量）を指示する目的語 Die（その金額又は重量を、四格）で始まっている。このように貸方部分では、総ての仕訳において金額又は重量が具体的には書かれていない。それに続けて soll ich（私は～しなければならない）と書かれ、さらに貸方の勘定科目である語が目的語（三格）として書かれている。完全な文章であれば末尾に書かれるべき動詞 geben は、この場合も例外なく省略されている。貸方は、「その金額（又は重量）を私は目的語（＝勘定科目）に（与え）ねばならない」と書かれているわけである。

これらの後に、取引の説明（すなわち小書き）が改行することなく続けて書かれているが、その書き方は、同種取引であってもまちまちである。文法的には、不完全であることが多い。1550年本が所謂教材として書かれたためであろう、各支店で行う金額・重量の換算等の書かれていることが多い。<sup>7</sup>

小書きに続けては、仕訳の金額（又は重量）が再度書かれている。<sup>8</sup> すなわち金額（又は重量）は、文章部分から右に離して、上下の合計を求めるのが容易な位置に書かれているわけではない。

以上の事柄すべてが、一つのパラグラフに収められているのが普通である。一取引の仕訳を二

つのパラグラフに分けて書いているのは、仕訳22だけである。<sup>9</sup>

最も一般的な書き方がなされていると考えられる場合として、仕訳37を示す。<sup>10</sup>

8  
11 Mir soll das leger zu Schlackenwalden fl. 6622. Die soll ich dem  
zin zu Schlackenwalden. Ist vmb 301 ctr. Schlackewaldisch schwer  
gewicht, mer personen verkaufft, auff ain halb jar zutzalen  
durcheinander zu 22 fl., thut fl.6622.

8  
11 （シュラッケンバルデン支店は、私に fl.6622 を（与え）ねばならない。  
その金額を私はシュラッケンバルデン（支店）の錫に（与え）ねばならな  
い。シュラッケンバルデンの重量単位で 301 ctr.を、多くの人々に販売し  
た。半年以内にそれぞれ単価 fl.22 を支払うべきである。fl. 6622.）

#### 4. 仕訳原則

仕訳1は、次の通りである。<sup>11</sup>（左欄外の分数表示は省略する。以下同じ。）

Mir sollen die nachbenanten auf new rechnung No.1 ein jeder per  
suo conto corrente in summa 46 M<sup>o</sup>. fl. Die soll ich, Hans Wurst,  
mir selbst als für mein einnemen vnd zu ainem anfang diser  
rechnung, weiter mit inen zuuerrechnen, als die cassa des baren  
gelts. Ist zu Augspurg verhanden pliben ac. 8. fl. 10000. Mer herr  
Anthoni Fugger e nepote ac. 8. fl. 8000. Mer das leger zu  
Schlackenwalden, mer debitores vnd bargelt, wahren etc. weder  
creditores ac. 9. fl. 7000. Deßgleichen zu Anttorf ac. 9. fl. 12000.  
Deßgleichen zu Nürnberg ac. 10. fl. 9000. Summa fl. 46000.

（次の諸項目は、合計で fl.46000 であるが、それぞれの勘定に分けて、  
新しい計算 No.1 で私に（与え）ねばならない。その金額を私ハンス・ブ  
ルストは、私自身に私の受入れとして、それらについてさらに計算するた  
めに、この計算の初めに（与え）ねばならない。すなわち現金。アウグス  
ブルクにあるもの。ac.8. fl.10000。さらにアントン・フッガーとその甥。  
ac.8. fl.8000。さらにシュラッケンバルデン支店、種々の債権及び現金、  
商品等、又は債務。ac.9. fl.7000。アントワーブ支店の同様のもの。ac.9.  
fl.12000。ニュルンベルク支店の同様のもの。ac.10.fl.9000。合計 fl.46000.）

これを現在の書き方で示せば、次のようになる。（以下では、仕訳は現在の書き方で示す）

（借）	現	金	10000	（貸）	ハンス・ブルスト	46000
					アントン・フッガーとその甥	8000

シュラッケンバルデン支店	7000
アントワープ支店	12000
ニュルンベルク支店	9000

借方「現金」は、「アウグスブルクにある」現金である。従って所有する資産であるが、それを借方に書くことは、資産の存在及びその増加は借方に記入するものと考えればよいであろう。とすれば、複式簿記であるから、資産の減少は貸方に書くことになる。「アントン・フッガーとその甥」は、同じ借方に書かれているのであるから、現金と同じ内容のものすなわち資産と考えねばならない。だとするとここでの同勘定は、同人達に対するハンス・ブルストからみた債権の存在を示すと考えることになる。「シュラッケンバルデン支店」、「アントワープ支店」及び「ニュルンベルク支店」については、小書きに、それら各支店の有する「種々の債権及び現金、商品等、又は債務」と書かれていることから、それら各支店が有する債権、現金、商品等の資産の金額と債務額とを相殺した後の金額が示されていると考えられる。債権、現金、商品等の金額が債務の金額より多いために相殺後の金額がプラスになることから、資産の存在及びその増加を示す借方に記入されているのであろう。

以上のように、資産の存在及びその増加は借方に、その減少は貸方に示すとすれば、貸方の「ハンス・ブルスト」はいかなる内容を示す勘定と考えるべきであろうか。資産の有高、すなわち「正の持分」を示すことになる。

仕訳2と仕訳3は、次のようになる。

仕訳2	(借) ハンス・ブルスト	15000	(貸) 秘密帳	15000
仕訳3	(借) ハンス・ブルスト	1000	(貸) マトホイス・シュバルツ	1000

仕訳3の小書きには、dem Matheus Schwartz auf 5. Marzo zutzalen. 1551 (それをマトホイス・シュバルツに1551年3月5日に支払うべきである)と書かれている。<sup>12</sup> 従って貸方のマトホイス・シュバルツ勘定は、同人に対する債務の存在を示すと考えねばならない。このように債務の存在を貸方に示すとすれば、その増加も貸方に、その減少は借方に示すことになる。

借方のハンス・ブルストは、債務の有高すなわち「負の持分」を示すと考えることになる。この解釈は、直前で、同勘定の貸方が正の持分を示すと考えたことと矛盾するものではない。「秘密帳」勘定の貸方は、国王陛下に対する債務の存在およびその増加を示すと考えられるのであるが、稿を改めて検討する。

仕訳4、仕訳7、仕訳8、仕訳9、仕訳16、仕訳23及び仕訳32が貸付等であることは前述のとおりであるが、それらの仕訳は次の通りである。

仕訳4	(借) ヤコブ・ヘルプロット	5000	(貸) アントワープ支店	5000
仕訳7	(借) ニュルンベルク支店	1083 1/3	(貸) アントワープ支店	1083 1/3
仕訳8	(借) パトルメ・ベルザー等	1133 1/3	(貸) アントワープ支店	1133 1/3



仕訳9（借）ヤコブ・ヘルプロット	1133 1/3	（貸）バルトルメ・ベルザー等	1133 1/3
仕訳16（借）バルトルメ・ベルザー等	30000	（貸）秘密帳	30000
仕訳23（借）シュラッケンバルデン支店	21000	（貸）バルトルメ・ベルザー等	21000
仕訳32（借）オランダの宮廷管理人	6000	（貸）アントワープ支店	6000

また仕訳10、仕訳11、仕訳20、仕訳30及び仕訳31は前述のとおり債権の回収であるが、仕訳はそれぞれ次の通りである。

仕訳10（借）ニュルンベルク支店	6000	（貸）ヤコブ・ヘルプロット	6000
仕訳11（借）現金	133 1/3	（貸）ヤコブ・ヘルプロット	133 1/3
仕訳20（借）ニュルンベルク支店	6000	（貸）アントン・フッガーとその甥	6000
仕訳30（借）ニュルンベルク支店	3000	（貸）バルトルメ・ベルザー等	3000
仕訳31（借）アントワープ支店	6000	（貸）バルトルメ・ベルザー等	6000

これらの仕訳の借方が債権が生じた相手又は現金で、貸方が債権が減少した相手であることから、前に「資産の存在及びその増加は借方に、資産の減少は貸方に」仕訳すると考えたことは、正しいと確定できる。

債務が生じているのは、掛けで銀を購入した仕訳12と前記の仕訳16であるが、仕訳12は次の通りである。

仕訳12（借）アントワープ支店の銀	2010	（貸）アントン・フッガーとその甥	2010
-------------------	------	------------------	------

債務が減少しているのは仕訳21だけであるが、次の通りである。

仕訳21（借）アントン・フッガーとその甥	10	（貸）現金	10
----------------------	----	-------	----

これらより、債務の発生は貸方に、その減少は借方に記入することも確定できる。

金属の購入は、上記仕訳12と仕訳17及び仕訳18であるが、仕訳17と仕訳18は、次の通りである。これらの記入は、取得価額でなされている。

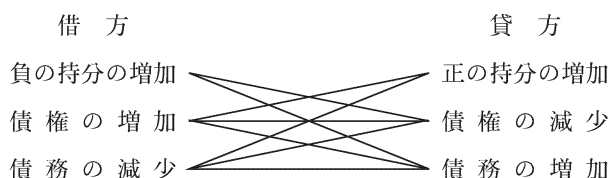
仕訳17（借）シュラッケンバルデン支店の錫	9018	（貸）シュラッケンバルデン支店	9018
仕訳18（借）シュラッケンバルデン支店の錫	50400	（貸）シュラッケンバルデン支店	50400

金属の他店への発送とその受取りは、仕訳26と仕訳28であるが、次の通りである。（数字はctr.）

（仕訳26）（借）ニュルンベルク支店の錫	3000	（貸）シュラッケンバルデン支店の錫	3000
（仕訳28）（借）アウグスブルク本店の錫	1000	（貸）ニュルンベルク支店の錫	1000

ここで金属の購入又は受取りを借方に、その発送を貸方に書いていることから、金属の増加は借方に、その減少は貸方に書くことも確定できる。

以上から、本店の所有する現金、本店及び支店が所有する金属及び本店の支店及び第三者に対する債権を一括して債権と示すとすれば、1550年本での仕訳原則は、次のようにまとめることが出来ることになる。



## 5. 仕訳の特徴 (I)

1550年本での仕訳には、いくつかの特徴がみられる。

仕訳5、仕訳6、仕訳19及び仕訳22は、本支店又は支店間での送金とその受取りであるが、仕訳はそれぞれ次の通りである。

仕訳5 (借) 現 金	1550	(貸) アントワープ支店	1550
仕訳6 (借) ニュルンベルク支店	2166 2/3	(貸) アントワープ支店	2166 2/3
仕訳19 (借) ニュルンベルク支店	11000	(貸) 現 金	11000
仕訳22 (借) シュラッケンバルデン支店	36000	(貸) ニュルンベルク支店	36000

仕訳5を除く仕訳6、仕訳19、仕訳22の借方は、現金等を受取った支店、すなわち本店からみて債権の生じた支店である。仕訳19を除くと、仕訳5、仕訳6、仕訳22の貸方は、送金を行った支店、すなわち本店からみて債権が減少した支店である。送金とその受取りすなわち現金等の授受でありながら、ときに現金勘定ときに支店勘定で処理するのはなぜであろうか。

仕訳5と仕訳19で現金勘定が用いられているのは、現金の授受を現金勘定で処理している本店での現金の増減だからと考えられる。それに対して、貸付・回収または送金・受取り等で、本店以外(すなわち各支店)が例え現金を授受したとしても、本店がそれを現金勘定をもって処理すると、かえって混乱を招くことになる。なぜなら、本店は、もともと各支店が期首に有した債権、現金、商品等と債務とを相殺して、当該支店勘定をもって一括処理しており、それらそれぞれの内訳を示す個別勘定は用いていない。もし、期中に受取った現金を当該支店の現金勘定を新設して処理すると、その支店の有する現金を当該支店勘定と当該支店の現金勘定の二つの勘定に分けて処理することになる。

仕訳12、仕訳17及び仕訳18は、銀又は錫の購入であるが、それらの仕訳はそれぞれ前掲の通りである。

仕訳12と仕訳17・仕訳18とでは、購入した金属が銀と錫で違うばかりか、仕訳の仕方にも注目せねばならない違いがある。貸方勘定科目が仕訳12ではアントン・フッガーとその甥で、仕訳17と仕訳18ではシュラッケンバルデン支店なのはなぜであろうか。

仕訳12の貸方勘定科目から、この時本店が行ったアントン・フッガーとその甥からの銀の購入が、掛でなされたのは明白である。もし現金払いの購入であれば、当然勘定科目は現金でなけれ

ばならない。それに対して仕訳17と仕訳18からは、シュラッケンバルデン支店が行った購入が現金でなされたのか掛でなされたのかは確定できない。例え同支店が現金で購入したとしても、本店は各支店の有する債権、現金、商品等と債務とを相殺したあとの金額で一括処理しているのだから、「シュラッケンバルデン支店の現金」のような各支店ごとの現金勘定を新設して処理することはなかったであろう。前述のとおり、もしそのような処理を行えば、期首に存在する現金は支店勘定で、期中の現金の増減は当該支店の現金勘定で処理することになる。

では仕訳17及び仕訳18が掛でなされたとして、なぜ貸方勘定科目は、売り手を勘定科目とする人名勘定ではないのであろうか。

仕訳12は、債務帳にすでに勘定口座が開設されているアントン・フッガーとその甥との掛取引であるから、その勘定科目を用いて処理することができた。もしそうしなければ、仕訳は誤りになる。それに対して仕訳17と仕訳18は、たとえ掛で購入したとしても、購入した相手の勘定口座が債務帳にはその時点では存在しない。そのため勘定口座をその時点で新設するか、そうでなければ、購入を行ったシュラッケンバルデン支店勘定をもって仕訳するしかなかったのである。われわれは債務帳での勘定口座の開設は、期首に予めすべて行い、期中に新しい勘定口座を開設することは行わなかったと考える（第7節参照）。この考えが正しいとすれば、期中に新規の相手と取引したとしても、その相手勘定を新設することはない。としても、何らかの勘定科目をもって処理しなければならないために、購入を行った支店、すなわちすでに本店の債務帳に勘定口座のあるシュラッケンバルデン支店勘定が用いられたのである。

さらにこれらの仕訳には、考えねばならない点がある。取得した銀及び錫を、アントワープ支店の銀及びシュラッケンバルデン支店の錫勘定で処理し、アントワープ支店勘定及びシュラッケンバルデン支店勘定で処理していない点である。

仕訳1では、各支店にある「債権及び現金、商品等、又は債務」を、それらを加減した正味金額をもって各支店勘定で一括処理している。ここでいう「商品」には、当然銀及び錫が含まれるであろう。とすれば、例え期首に各支店に銀又は錫が存在したとしても、それらを本店では各支店ごとの銀又は錫勘定をもって個別には把握していないことになる。それにもかかわらず前掲の仕訳12では、取得した銀をアントワープ支店勘定ではなくアントワープ支店の銀勘定で処理している。従ってこの場合、もし期首にアントワープ支店に銀が存在していたとすると、期首に存在した銀はアントワープ支店勘定で、期中に取得した銀はアントワープ支店の銀勘定で処理することになる。その結果として、この場合も現金の場合と同じく、本店は同支店が有する銀を二つの勘定に分けて把握することになり、銀の売買結果を正しく知ることが困難になる。

アントワープ支店は本店から送られてきた銀 fl.2010 を受取り（仕訳12）、その全部を fl.2055 で売上げたのであるが（仕訳13）、それに関しては fl.4 の諸費用を要した（仕訳14）。これらについては、すべてをアントワープ支店の銀勘定に記載し、その後同勘定に生じた貸方残高 fl.41

は、正の持分を示すハンス・ブルスト勘定貸方に振替えられている（仕訳15）。このことから、アントワープ支店で行った銀の売買結果を正しく把握しようとする姿勢が、十分にうかがえる。とすれば、銀の増減すべてが正しく把握できる記帳法、すなわちこの場合であれば、アントワープ支店が所有する銀を一つの勘定でまとめて処理する方法を、一貫して用いていなければならない。したがってわれわれは、仕訳1の小書きにもかかわらず、期首にはアントワープ支店に銀は存在しなかったと考える。シュラッケンバルデン支店及びニュルンベルク支店にも、期首に錫は無かったと考えるべきであろう。

なお本店がアントン・フッガーとその甥から購入した銀をアントワープ支店宛に発送し、それを同支店が受取った事実を、次のように購入時と発送時の二つに分けて仕訳していない点も注意すべきであろう。

（購入時）（借）アウグスブルク本店の銀 2010 （貸）アントン・フッガーとその甥 2010

（発送時）（借）アントワープ支店の銀 2010 （貸）アウグスブルク本店の銀 2010

仕訳12のように、この事実を一つの仕訳で処理していることから、1550年本では、途中を省略して、取引結果だけを示す仕訳がなされていると考えねばならない。仕訳6、仕訳7、仕訳19、仕訳23でも、結果だけを示す仕訳がなされている。<sup>13</sup>

## 6. 仕訳の特徴（Ⅱ）

仕訳26と仕訳28は、本支店又は支店間での錫の授受であるが、仕訳は前掲のとおりである。

これらの仕訳は、仕訳17と仕訳18でシュラッケンバルデン支店が購入した錫（501ctr.×@fl.18 +2800ctr.×@fl.18）のうち、その一部3000ctr.を同支店がまずニュルンベルク支店へ送り（仕訳26）、さらにニュルンベルク支店がアウグスブルク本店へその内の1000ctr.を送った時のもの（仕訳28）である。借方が受取った支店の増加した錫の重量を、貸方が発送した支店の減少した錫の重量を示している。日頃は、どの支店にどれだけ（重量）の錫が存在するかだけを把握し、全体的な売買結果の金額的計算は後で別に行うというのが、1550年本での処理であることがわかる。

仕訳13は銀の、仕訳33、仕訳34、仕訳35及び仕訳37は錫の、各支店での第三者への販売であるが、仕訳は次の通りである。

仕訳13（借）ニュルンベルク支店 2055 （貸）アントワープ支店の銀 2055

仕訳33（借）ハンス・ベルザー 33500 （貸）ニュルンベルク支店の錫 33500

仕訳34（借）ニュルンベルク支店 16250 （貸）ニュルンベルク支店の錫 16250

仕訳35（借）ニュルンベルク支店 2700 （貸）ニュルンベルク支店の錫 2700

仕訳37（借）シュラッケンバルデン支店 6622 （貸）シュラッケンバルデン支店の錫 6622

各支店の有した銀又は錫が減少し、それだけ本店からみて販売を行った支店または債権回収を

行うことになった支店に債権が生じたと仕訳しているわけであるが、各仕訳金額はすべて売価である。前述の通り、購入時には購入を行った支店の金属勘定に取得価額をもって借記しているのであるから、アントワープ支店の銀勘定、ニュルンベルク支店の錫勘定及びシュラッケンバルデン支店の錫勘定とも、総記法で処理されていることになる。アントワープ支店の銀勘定の場合は、受入れた銀のすべてを同支店で売りつくしているのであるから、その勘定残高（貸方）fl.41は売買益（正の持分の増加）を示すことになる。それに対してニュルンベルク支店の錫勘定とシュラッケンバルデン支店の錫勘定の場合は、前述のとおり、それら各支店が取得した錫のすべてをそれらの各支店で販売しつくしたわけではない。一部を他店へ発送している。しかも発送時には重量だけを記入して金額は記入していない。従って勘定残高を求めたとしても、それ自体は売買損益を示すわけではない。前述のとおり、全体的な売買結果の金額的計算は、別に行う必要がある。

ただ仕訳35だけは、他とは異なる処理がなされている。そこでは、錫 190 ctr.が単価 fl.16で販売されているのであるが（fl.3040）、その際諸費用 fl.340を要した。その取引を、売上代金から諸費用を控除したあとの fl.2700（fl.3040－fl.340）で処理している。1550年本で一般的に行われている処理であれば、次のように販売と諸費用の支払とを分けて、二つの仕訳がなされるべきはずである。

（販売時）	（借）	ニュルンベルク支店	3040	（貸）	ニュルンベルク支店の錫	3040
（諸費用支払時）	（借）	ニュルンベルク支店の錫	340	（貸）	ニュルンベルク支店	340

最後に求める全体的な売買結果の額には影響ないとはいえ、なぜこのような処理を行ったのであろうか。このような処理法もありうることを、示そうとしたのかもしれない。

仕訳14、仕訳25、仕訳27、仕訳38及び仕訳40は、諸費用の支払いであるが、仕訳は次の通りである。

仕訳14（借）	アントワープ支店の銀	4	（貸）	アントワープ支店	4
仕訳25（借）	国王陛下の錫取引	27	（貸）	シュラッケンバルデン支店	27
仕訳27（借）	ニュルンベルク支店の錫	2250	（貸）	ニュルンベルク支店	2250
仕訳38（借）	シュラッケンバルデン支店の錫	622	（貸）	シュラッケンバルデン支店	622
仕訳40（借）	アウグスブルク本店の錫	500	（貸）	現金	500

借方勘定科目は、仕訳25を除くすべてにおいて、本店又は支店の金属勘定である。表面上は、付随費用を商品の取得価額に加える現在の一般的処理と同じである。しかしここでは、諸費用の支払額だけ本店からみた支店に対する債権が減少（又は債務が増加）し、それだけ金属という形の債権が本店に増加したと処理されていると理解すべきである。貸方勘定科目は、仕訳40を除けばすべて支店勘定である。それは支払った支店に対する債権が減少（又は債務が増加）したことを示すが、現金で支払われたのか債権が減少したのか又は債務が生じたのかまでは、繰返し述べた通り、各支店の所有する債権、現金、商品、債務が一括処理されているため判断できない。仕

訳40で貸方勘定科目が現金なのは、それが本店での支払いだからである。

仕訳25で借方勘定科目が国王陛下の錫取引なのは、なぜであろうか。シュラッケンバルデン支店にニュルンベルクでの錫の売上代金が届いた時に同支店が支払った運賃の処理であるから、シュラッケンバルデン支店の錫勘定でも良いはずである。

結論からいえば、1550年本での処理法では、いずれでも最終結果に変わりはない。なぜなら、通常は各支店の錫勘定の借方に取得価額と付随費用とを、その貸方にその売価を記入し、総てが販売又は発送しつくされて当該支店に錫が存在しなくなった時に、当該支店の錫勘定の勘定残高が国王陛下の錫取引勘定へ振替えられている。シュラッケンバルデン支店とニュルンベルク支店が受入れた錫は、期末までに総てが販売又は発送されて無くなっているため、両支店の錫勘定の各勘定残高はともに国王陛下の錫取引勘定に振替えられ、そこで全体的な錫取引による持分の増減 (fl.3245) が計算されて、それがさらに秘密帳勘定へ振替えられている。国王陛下の錫取引勘定は、錫取引による持分の全体的な増減を計算する勘定というわけである。

従って、仕訳25の運賃 fl.27 を一度シュラッケンバルデン支店の錫勘定に借記し、それを含めた同勘定の借方合計 fl.60067 と貸方合計 fl.6622 との差額 fl.53445 (借方) と、ニュルンベルク支店の錫勘定の貸方残高 fl.50200 とを国王陛下の錫取引勘定に振替えても (仕訳36)、また運賃 fl.27 だけは初めから国王陛下の錫取引勘定に借記し (仕訳25)、そこへ fl.27 を含まないシュラッケンバルデン支店の錫勘定の借方残高 fl.53418 (仕訳39) とニュルンベルク支店の錫勘定の貸方残高 fl.50200 とを振替えても、国王陛下の錫取引勘定で求められる金額は fl.3245 になる。

ここでも、二つの処理法のありうることを示そうとしたとも考えられるが、ただ一つだけ別の考え方ができる。

それは、金属に関して生じた付随費用を金属の取得価額に加えるとしても、それは金属を購入するか、受取るか、保管中か又は発送時か、いずれにしても手元に金属がある場合に生じたものだけに限り、すでに手元にない金属に関して生じた費用は、そのようには処理しなかったと考えるものである。錫の売上代金であるから錫取引と関係あるわけであるが、錫自体は販売されてすでに存在しない。それにもかかわらず錫の全体的な売買結果を求めるには含めねばならない。そのため、支払い時に全体的な錫の売買結果を計算する国王陛下の錫取引勘定へ、直接記入したと考えるのである。ただ、一つの事例だけで、この考え方の正否を断定することはできない。

仕訳24は、本店が国王陛下から利息を現金で受取った場合であるが、次のように仕訳されている。

仕訳24 (借) 現 金 350 (貸) ハンス・ブルスト 350

利息の受取りを、収益の発生ではなく、正の持分の増加として処理しているわけである。仕訳14等の諸費用の支払いを、債権の増加・債権の減少として処理していることから、1550年本には収益・費用概念が存在しないことがわかる。

仕訳15は、次の通りである。

仕訳15（借）アントワープ支店の銀 41 （貸）ハンス・ブルスト 41

これは、本店がアントン・フッガーとその甥から購入してアントワープ支店へ送った銀 fl.2010 を、同支店が fl.2055 で総て販売し、それに要した諸費用 fl.4 を控除した fl.41 (fl.2055 - fl.2010 - fl.4) をハンス・ブルスト勘定へ振替えるものであるが、ここでも fl.41 は収益と費用の差としてではなく、債権・債務の差としての正の持分の増加と処理されていることになる。

仕訳41は、次の通りである。

仕訳41（借）アントワープ支店 91 4/5 （貸）ハンス・ブルスト 91 4/5

アントワープ支店勘定の金額単位を、債務帳で一般に用いられているアウグスブルクのご金額単位に換算した時に生じたプラスの換算差額を、アントワープ支店に対する債権の増加と正の持分の増加としてハンス・ブルスト勘定へ振替えたものである。

仕訳42は、次の通りである。

仕訳42（借）秘密帳 3245 （貸）国王陛下の錫取引 3245

国王陛下の錫取引勘定で計算された金額、すなわち錫取引によって生じた全体的な持分の増加額の、秘密帳勘定への振替えである。

## 7. 勘定口座とその開設

債務帳は現在でいう総勘定元帳であるが、仕訳帳とは異なり、同一見開きの左右頁に同じ丁数が付されている。(Blatt 83b) ac. 5 で仕訳帳が終わったあと、次頁の (Blatt 84a) ac. 6 に後掲の alphabet (勘定科目一覧表) が示されており、(Blatt 84b) ac. 7 の最上部から (Blatt 92a) ac.14 までに勘定口座が開設されている。開設されている勘定口座は、全部で17である。

各勘定口座の貸借は、同一見開きの左右頁に設けられて同じ丁数が付されているわけであるが、一つの見開きに開設されているのは、多くても三つの勘定口座である。

各勘定口座の貸借最上部中央には、それぞれの勘定科目と貸借いずれであるかが書かれている。すなわち借方では勘定科目と Soll mir が、貸方では勘定科目と Soll ich が書かれている。No.0、No.2 と区別するための No.1 が書き添えられていることもある (第9節参照)。例えば、最も一般的な書き方がなされていると考えられる現金勘定の貸借 ((Blatt 85 b) ac. 8 と (Blatt 86a) ac.8)) を示すと、次の通りである。<sup>14</sup>

Cassa des baren gelts Soll mir	Cassa des baren gelts Soll ich
(現金 借方)	(現金 貸方)

期中の処理に必要と考えられる勘定口座は、期首に勘定科目と貸借の別を書いて予めすべてを開設し、期中に新たな相手と取引をしてそのための勘定口座が必要になったとしても、それは設けなかったと考えられる。債務帳に勘定口座の無い相手と新たに取引したときは、その取引を行っ

た支店勘定をもって本店では処理したと考える。なぜなら、開設されている17の勘定口座は、仕訳順に関係なく、次に示す「勘定科目一覧表」の通り、<sup>15</sup> 主人勘定、現金勘定、主な第三者勘定、支店勘定、支店の金属勘定、第三者勘定と大きくグループ分けがなされており、重要と思える勘定口座から順に開設されているからである。勘定科目と貸借の別だけは書かれていても、その側に転記が全くなされていないことのあること、また期首に前期繰越が書かれていないことのあることも、われわれの主張の裏付けとなろう。

Haupt conto einnemen vnd außgeben ac.7. –Cassa des baren gelts ac. 8. –Herr Anthoni Fugger ac.8. –Matheus Schwartz ac.8. –Die rason oder leger zu Schlackenwalden ac.9. –Das leger zu Anttorff einnemen vnd außgeben ac.9. –Das leger zu Nürnberg einnemen vnd außgeben ac. 10. –Das Gehaim oder Wexelbuch, cioe Wexelbuch a.10. –Silber zu Anttorff ac.11. –Zin zu Schlackenwalden ac.11. –Zinhandlung fur die kön. mit. contract a parta ac.12. –Zin zu Nürnberg empfaen vnd wegkgeben ac.12. –Zin zu Augspurg ac.13. –Bartholme vnd Hans Welser, auch Hans Paumgartner ac.13. –Jacob Herbrot ac.14. –Rentmaister im Niderland an stat des hofs ac.14. –Hanns Welser zu Nürnberg ac.14.

(主人勘定 ac.7、現金勘定 ac.8、アントン・フッガー勘定 ac. 8、マトホイス・シュバルツ勘定 ac. 8、シュラッケンバルデン支店勘定 ac. 9、アントワーブ支店勘定 ac. 9、ニュルンベルク支店勘定 ac. 10、秘密帳勘定 ac. 10、アントワーブ支店の銀勘定 ac. 11、シュラッケンバルデン支店の錫勘定 ac. 11、国王陛下の錫取引勘定 ac. 12、ニュルンベルク支店の錫勘定 ac. 12、アウグスブルク本店の錫勘定 ac. 13、バルトルメ、ハンス・ベルザー及びハンス・バウムガルトナー勘定 ac. 13、ヤコブ・ヘルプロット勘定 ac. 14、オランダの宮廷管理人勘定 ac. 14、ニュルンベルクのハンス・ベルザー勘定 ac. 14.)

## 8. 勘定口座への転記

### 1) 転記のタイミング

勘定口座への転記は、現在と同じ仕方で、すなわち仕訳の勘定科目と同じ勘定科目が書かれている勘定口座の、仕訳と貸借同じ側に、仕訳と同じ金額（又は重量）を記入する方法でなされている。

ただ、仕訳のつど個別に転記したとは断言できない。なぜなら勘定口座での記入を見ると、仕訳順ではないこともいくつかあるからである。仕訳順は前であっても、後に仕訳されたものの転記より下に書かれていることがある。例えば現金勘定（借方）、アントワーブ支店勘定（貸方）、



ニュルンベルク支店勘定（借方）、バルトルメ・ベルザー等勘定（借方）で、そのような場合を見出すことができる。

仕訳のつど上から順に、広すぎる間隔をあけずに漏れなく転記したとすれば、勘定口座への記入がこのような順になることはありえない。ではある数の仕訳がなされた段階で又は総ての仕訳がなされた段階で、まとめて一括転記したのであろうか。

例えそうだとすると、上からつめて漏れなく記入した場合は、このような記載順になるとは考えられない。

このような記載順になる場合としては、二つが考えられる。一つは、仕訳のつど転記したとしても、上からつめて書くことは意識せず、ともかくそのつど転記して、つぎに転記するときその記入に十分な余白が以前の転記より上の位置にあれば、そこに記入した場合である。例えばアントワープ支店勘定貸方を見ると、上から仕訳 4、仕訳 5、仕訳 6、仕訳 7、仕訳 14、仕訳 33、仕訳 8 の順に転記され、その下に借方合計 fl.18091.16.8 との差額 fl.1154 1/2 が書かれて、さらに合計線を引いて借方合計と同じ fl.18091.16.8 が書かれている。そのさい、仕訳 14 の転記には per silber zu Anttorf vnkosten, thut ac.2.11（アントワープ（支店）の銀について、費用、ac.2.11）と、仕訳 33 の転記には per die rentmaister im Niderland ac.4.14（オランダの宮廷管理人について ac.4.14）と書かれている。<sup>16</sup> 従って、これら二つの転記には少なくとも 2 行を要したわけであるが、仕訳順にそのつど転記したとすれば、仕訳 8 の転記は仕訳 7 のそれより、可なり下に離して書かれていたことになる。

他の一つは、上から仕訳のつど又はある数の仕訳を一括して詰めて転記し、最後に改めて仕訳と照合して転記漏れに気づき、それを書き加えた場合である。この考え方が正しいとすれば、1550年本は、下書きせずに書かれたと考えねばならない。

## 2) 勘定口座への記入事項

勘定口座への記入事項は、アントワープ支店の銀、シュラッケンバルデン支店の錫、ニュルンベルク支店の錫及びアウグスブルク本店の錫の各勘定口座の場合すなわち本支店の金属勘定の場合と、それ以外の勘定口座の場合とで違っている。

本支店の金属勘定以外の勘定では、期首に残高が存在したときは、その事実、それが古い債務帳で記入されていた丁数、転記された仕訳がなされている仕訳帳の丁数及び当該仕訳の貸借逆側が転記された勘定口座の丁数の順に書かれている。例えば期首に存在したニュルンベルク支店に対する正味債権 fl.9000 については、同支店勘定借方に、次のように記入されている。<sup>17</sup>

Im anfang diser rechnung ist man mir schuldig pliben zu  
Nürnberg an barem gelt vnd schulden. Die trag ich  
aus dem alten Schuldbuch N<sup>o</sup>. 6 von ac. N<sup>o</sup>. 0 ; thut  
ac. 1. 7..... fl.9000. —

(この計算の初めに、人々は私にニュルンベルクで、現金と債務からなる債務が残っている。それを私は、古い債務帳 No. 6 の丁数 No. 0 から繰越す；丁数 1. 7 …………… fl. 9000.-)

期中取引については、転記された仕訳の貸借逆側の勘定科目、場合によっては取引の要約、その仕訳がなされている仕訳帳の丁数及びその仕訳の貸借逆側が転記された勘定口座の丁数の順に書かれている。例として、仕訳33の借方が転記されたハンス・ベルザー勘定借方の場合を示そう。<sup>18</sup>

per zin conto zu Nürnberg vmb 2 M<sup>o</sup>. ctr. zin, auf zil  
vnd zeit wie steet im Zornal ac. 4. 12 …………… fl. 33500.-

(ニュルンベルク(支店)の錫勘定、2000 ツェントナーの錫、  
仕訳帳の通り掛で、丁数 4. 12 …………… fl. 33500.-)

金額は、仕訳帳の場合とは違い、右に寄せて縦に合計しやすい位置に書かれている。転記された仕訳の貸借逆側が転記された勘定口座の丁数と金額の間に余白がある場合は、それを点線でうめている。ただし、貸借逆側が転記された勘定口座の丁数等を書いた部分と金額欄を分ける縦線は、引かれていない。

前述のごとく、仕訳1の小書きにもかかわらず、各支店には期首に金属はなかったはずである。また期首には、本店にも銀及び錫は存在しなかった。従って本支店の金属勘定には、期中取引と期末取引だけしか記入されていないと考えられるが、左から重量、取引の内容等、金額が分けて書かれている。それら記載事項を区切る縦線は引かれていない。例えば、シュラッケンバルデン支店の錫勘定借方には、次のように書かれている。<sup>19</sup>

ctr. 501. Schlackenwaldisch gewicht, in vier wochen losung  
gethon, laut des Zornals ac. 2. 9…………… fl. 9018.-

ctr. 2800. Auch diß gewichts, in 5 monaten von den gwercken  
empfangen vmb die losung, ac. 2. 9…………… fl. 50400.-

ctr. — per Schlackenwalden vnkost zalt, thut ac. 5. 9…………… fl. 622.-

---

S<sup>a</sup>. ctr. 3301. Schlackenwaldisch gwicht. Summa fl. 60040.-

(ctr. 501. シュラッケンバルデン重量、4週間に購入した、仕訳帳  
の通り、ac. 2. 9…………… fl. 9018.-

ctr. 2800. 同じくこの重量で、5ヶ月間に鉱山から販売目的で受取る、  
ac. 2. 9…………… fl. 50400.-

ctr. — シュラッケンバルデンでの費用支払い、ac. 5. 9…………… fl. 622.-

---

合計 ctr. 3301. シュラッケンバルデン重量 合計 fl. 60040.-)

## 9. No. 0、No. 1、No. 2

債務帳では、勘定口座への記入中に、No. 0、No. 1又はNo. 2と書かれていることがある。これは仕訳帳では全く見られないものであるが、何を示すのであろうか。

たとえばハンス・ブルスト勘定借方では、左欄外に、上から Alt rechnung No. 0 (古い計算 No. 0)、New rechnung No. 2 (新しい計算 No. 2) と、また同勘定貸方では、左欄外に、上から「古い計算 No. 0」、Gemaine einnemen (通常の入金)、per Geheimbuch fur ausgeben alhie per einnemen (秘密帳(勘定)の払出し、ここでの入金)と書かれている。<sup>20</sup>

借方の「古い計算 No. 0」には、期首に存在したヨルグ・アマン、オルテンブルクのガブリエル伯の相続人及びマトホイス・シュバルツの三人に対する債務とマトホイス・シュバルツ個人に対する債務が、貸方の「古い計算 No. 0」には、期首に本店が有した現金、ヤコブ・フッガーとその甥に対する債権、シュラッケンバルデン、アントワープ及びニュルンベルクの各支店が有した債権・現金・商品と債務の相殺額(正味債権)が記載されている。これらの記入は、すべて仕訳から転記されたものである(仕訳1、仕訳2、仕訳3)。

借方の「新しい計算 No. 2」には、期末に勘定口座を締切った段階でのすべての、すなわち七つの勘定口座の借方残高と、それらから差し引く形でその時点でのマトホイス・シュバルツ勘定の貸方残高が、仕訳することなく書かれている。貸方の「通常の入金」には仕訳15、仕訳24、仕訳41が転記されており、「秘密帳の払出し、ここでの入金」には、秘密帳勘定からの期末勘定残高振替額が仕訳することなく書かれている。

これらのことから、No. 0には前期末の勘定残高すなわち今期首の前期からの繰越額が、No. 2には今期末の勘定残高すなわち今期末から次期首への繰越額が書かれていることが分かる。No. 0は今期からみて古い計算すなわち前期を、No. 2は今期からみて新しい計算すなわち次期を示すものと考えればよいのであろう。

ハンス・ブルスト、シュラッケンバルデン支店、アントワープ支店、ニュルンベルク支店の各勘定口座では、勘定科目を示すにあたって、貸借ともに No. 1 が付されている。例えばハンス・ブルスト勘定では、借方勘定科目が Ich Hans Wurst als das haubt diser handlung , Soll mir auf rechnung N<sup>o</sup>. 1. als fur mein außgebenn (この商売の主人である私ハンス・ブルストは、No. 1の計算で私に私の払出しを(与え)ねばならない)<sup>21</sup> と、貸方勘定科目が Mir Hans Wurst als das oberhaupt diser rason Soll ich auf rechnung N<sup>o</sup>. 1 als fur mein einnemen (この処理の主人である私ハンス・ブルストに、私は No. 1の計算で私の入金を(与え)ねばならない)<sup>22</sup> と書かれている。上記の No. 0、No. 2の理解が正しいとすれば、ここでの No. 1は、前期と次期には含まれた期間すなわち今期を意味すると考えることになる。

No. 0、No. 1及びNo. 2はこのように理解して間違いないものと考えられるが、ただ一つだけ、この解釈に合致しない場合がある。ニュルンベルク支店勘定の場合がそれである。

シュラッケンバルデン支店勘定とアントワープ支店勘定の場合は、仕訳を行わずに、No. 1 の借方残高を貸方に記入して貸借合計を一致させ、その下の借方欄外に No. 2 と書かれた部分に、その借方残高が繰越されている。それらの勘定口座では、それ以上の記入はないが、その No. 2 への各繰越額がハンス・ブルスト勘定の「新しい計算 No. 2」の借方に仕訳することなく書かれている。

それに対してニュルンベルク支店勘定の場合は、借方に 8 回（合計 fl.40305）、貸方に 2 回（合計 fl.38250）の転記を行った段階で、借方残高 fl.2055 を求めて貸方に記入し、いったん貸借合計を一致させている。そして fl.2055 を仕訳することなく、下の借方の No. 2 と書かれた部分に記入し、それに続けてさらに仕訳 34（fl.16250）と仕訳 35（fl.2700）からの転記を行っている。ハンス・ブルスト勘定の No. 2 の借方に仕訳することなく記入されているのは、それらの合計額 fl.21005 である。

ここでは、No. 2 の記入を行うべき位置に、No. 1 の記入の一部がなされていると考えねばならない。そのまま理解すると、No. 2 の借方合計 fl.21005 は次期末の残高すなわち次々期首への繰越額を示すことになるが、ハンス・ブルスト勘定借方の No. 2 にその金額が記載され、次期首の有高として処理されていることから、仕訳を転記原則に従って転記してはいるものの、仕訳 34 と仕訳 35 をも転記した段階で No. 1 を締切り、fl.21005 を No. 2 に繰越すべきであったであろう。

## 10. 勘定口座の締切り

期末に勘定口座を締切る直前の各勘定口座には、次の金額が記入されている。

勘定科目	借方	貸方	残高
ハンス・ブルスト	16000	46482 4/5	（貸方 30482 4/5）
現金	12033 1/3	11510	（借方 523 1/3）
アントン・フッガーとその甥	8010	8010	（なし）
マトホイス・シュバルツ	0	1000	（貸方 1000）
シュラッケンバルデン支店	70622	60067	（借方 10555）
アントワープ支店	18091 14/15	16937 1/3	（借方 1154 1/2）
ニュルンベルク支店	21005	0	（借方 21005）
秘密帳	3245	45000	（貸方 41755）
アントワープ支店の銀	2055	2055	（なし）
シュラッケンバルデン支店の錫	60040	6622	（借方 53418）
国王陛下の錫取引	27	0	（借方 27）
ニュルンベルク支店の錫	2250	52450	（貸方 50200）

アウグスブルク本店の錫	500	0	(借方 500)
バルトルメ・ベルザー等	31133 1/3	31133 1/3	(なし)
ハンス・ベルザー	33500	0	(借方 33500)
ヤコブ・ヘルプロット	6133 1/3	6133 1/3	(なし)
オランダの宮廷管理人	6000	0	(借方 6000)

勘定口座の締切り方は、その側の記入回数一回か複数回かで違っている。その側に二回以上の記入がなされている場合は、その側の最下の記入額のすぐ下に合計線（一本の横線）を引いて、その下に合計額を書いているのが普通である。ただ、その下に、現在では当然である締切線（二本の横線）は引かれていない。

その側の記入が一回だけの場合は、貸借逆側に複数回の記入がなされて合計が求められていても、合計が求められていないのが普通である。中央部分に、Summa per se（それ自体が合計）と書かれていることはある。従って、貸借の合計額が横一線に書かれているとは限らないわけである。

その側に全く転記されていない場合は、期首の勘定口座開設時に書かれたであろう勘定科目と貸借の別だけが示されている。

勘定口座の中には、上記から明らかなごとく、期中にすでに貸借が平均しているものがあった。アントン・フッガーとその甥勘定は仕訳21を、アントワープ支店の銀勘定は仕訳15を、バルトルメ・ベルザー等勘定は仕訳31を、ヤコブ・ヘルプロット勘定は仕訳11を転記した時点で、それぞれ貸借が平均した。それらの勘定口座では、アントワープ支店の銀勘定の貸方だけ記入が一回で、それを除くとすべての勘定口座の貸借に二回以上の記入がなされているが、アントン・フッガーとその甥勘定の借方だけは、合計が求められていない。ただそれらの勘定口座締切りが、貸借が平均した時点でなされたのか期末になってなされたのかは、判断できない。

シュラッケンバルデン支店の錫勘定は仕訳39からの転記によって、ニュルンベルク支店の錫勘定は仕訳36からの転記によって、そして国王陛下の錫取引勘定は仕訳42からの転記によって、それぞれ貸借が平均した。仕訳順からしてこれらの勘定口座は、期末に締切られたと考えられる。これらの転記によって、シュラッケンバルデン支店の錫勘定の借方残高 fl.53418 とニュルンベルク支店の錫勘定の貸方残高 fl.50200 がまず国王陛下の錫取引勘定へ振替えられ、その結果として国王陛下の錫取引勘定に生じた借方残高 fl.3245 が錫取引の全体計算を行う秘密帳勘定へ振替えられていることは、すでに述べた。

その際シュラッケンバルデン支店の錫勘定では、貸借とも重量と金額の各合計が求められているが、ニュルンベルク支店の錫勘定では合計金額だけが求められているにすぎない。国王陛下の錫取引勘定でも、貸借とも合計金額だけが求められている。

マトホイス・シュバルツ勘定、アウグスブルク本店の錫勘定、ハンス・ベルザー勘定、オラン

ダの宮廷管理人勘定は、期中に記入されたままで、貸借の金額を一致させる形での締切りはなされていない。これらの勘定口座へは複数回記入されていることもあるが、記入されていたとしても貸借の一方だけである。

現金勘定、シュラッケンバルデン支店勘定、アントワープ支店勘定、ニュルンベルク支店勘定では、勘定残高が仕訳せずに次期へ繰越されている。例えば現金勘定の場合は、借方残高 fl.523 1/3 を、貸方に per conto nouo vmb ein rest, trag ich hinab ac. 8 (勘定残高を新しい勘定へ、私はここから繰越す ac.8) と書いて記入し、貸借の合計 fl.12033 1/3 をそれぞれ求めて勘定口座を締切り、借方の合計の下に Rest trag ich herab auf new rechnung, an baren gelt verhanden pliben; thut ac. —.8 (私は残高を新しい計算へ繰越す。手元にある現金; ac.—.8) と書いて記入している。<sup>23</sup> 今期と次期を区別するための No. 1・No. 2 が明示されているのが普通であるが、この場合だけはそれが書かれていない。

秘密帳勘定の残高は fl.41755 (貸方) であるが、借方に per saldo diß conto schreib ich fur gemain einnemen; werden weitter im Gehaimbuch verrechnet von ac. 17 vnd ist on not im Zornal vil zumelden, dieweil es also stecken soll vnd nit weitter daruon rechnung zugebenn ist, dann allain dem haubtherrn; der wirts inn seinem Gehaimbuch mit andern vergleichen; thut im Zornal ac.7 (この勘定の残高を、私は通常の入りに記入する; さらに秘密帳の ac.17 で計算するであろう。それは記入すべきで (stecken) あるが、それについては計算はもう行わないので、仕訳帳にはこれ以上は書かない。主人にだけは報告する; 主人は彼の秘密帳の中で、他のものと比較するであろう; 仕訳帳 ac.7) と書いて記入し、合計 fl.45000 を求めていったん勘定口座を締切っている。そしてハンス・ブルスト勘定の貸方左欄外の「秘密帳 (勘定) の払出し、ここでの受入れ」と書かれた部分に、Mer das Gehaimbuch; ein rest, mer eingenomen dann ausgeben vnd per saldo desselbenn conto, schreib ichs dem conto daselbst zu vnd hiemit gut; werden im Gehaim oder Wexelbuch an ac.17. daselbst weiter gegen dem oberhaupt selbst verrechnet; thut ac.—. 10 (さらに秘密帳勘定; 残高。払出しより受入れが多かった、同勘定の残高、私はその勘定に借記し、ここに貸記する; 秘密帳では ac.17 に記入して主人自身のために計算する; ac.—.10) と書いて振替えている。<sup>24</sup> これらの勘定記入には、いっさい仕訳はなされていない。

以上のようにして17の勘定口座中16の勘定口座の締切りがおわると、残るのはハンス・ブルスト勘定だけとなる。

## 11. ハンス・ブルスト勘定の締切り

ハンス・ブルスト勘定の借方には、期首に、左欄外に「古い計算 No. 0」と書いて、ヨルグ・アマン、ガブリエル伯の相続人、マトホイス・シュバルツの三人に対する債務合計 fl.15000 と

マトホイス・シュバルツ個人に対する債務 fl.1000 の合計 fl.16000 が、その貸方には、期首に、左欄外に「古い計算 No. 0」と書いて、所有する現金、ヤコブ・フッガーとその甥に対する債権、シュラッケンバルデン、アントワーブ、ニュルンベルクの各支店が有する債権、現金、商品と債務の相殺額（合計 fl.46000）が記載され、貸借ともそれぞれ合計が求められている。

それに続けて借方には、左欄外に「新しい計算 No. 2」と書いて、次の記入がなされている。<sup>25</sup> これらの記入は、仕訳することなくなされている。帳簿締切りの段階又はそれ以後になされたものと考えられる。

Per saldo diß conto schreib ich hiemit fur außgeben  
vnd auf new rechnung widerumb fur einnemen, in  
gstatt wie die entgegen fl. 46 M<sup>o</sup>., pleibt man mir  
schuldig im beschlus diser rechnung fl.72237, als  
nemlich

Ac.8. In barem gelt zu Augspurg	fl. 523 1/3	} 72237 4/5
Ac.9. Das leger zu Schlackenwalden	fl. 10555.－	
Ac.9. Das leger zu Anttorff	fl. 1154 1/2	
Ac.10. Das leger zu Nürnberg	fl. 21005.－	
Ac.13. Das zin zu Nürnberg <sup>26</sup>	fl. 500.－	
Ac.14. Hans Welser zu Augspurg	fl. 33500.－	
Ac.14. Die rentmaister zu Anttorff	fl. 6000.－	
Summa	fl. 73237 4/5 <sup>27</sup>	

（この勘定の残高について、私はここに払出しを記入し、新しい計算では、反対側の fl.46000 のように再び受入れに記入する。人々は私に、この計算の締切時に fl.72237 の債務が残っている。即ち

丁数 8. アウグスブルクにある現金	fl. 523 1/3	} 72237 4/5
丁数 9. シュラッケンバルデン支店	fl. 10555.－	
丁数 9. アントワーブ支店	fl. 1154 1/2	
丁数10. ニュルンベルク支店	fl. 21005.－	
丁数13. ニュルンベルク支店の錫	fl. 500.－	
丁数14. アウグスブルクのハンス・ベルザー	fl. 33500.－	
丁数14. アントワーブの宮廷管理人	fl. 6000.－	
合計	fl. 73237 4/5)	

そしてその下に、さらに次の記入がなされている。<sup>28</sup>

Ac.8 pleib ich dagegen schuldig dem  
Matheus Schwartzten ..... fl. 1000.-

(丁数8 それに対して、私はマトホイス・

シュバルツに債務がある。..... fl. 1000.-)

この債務 fl.1000 を fl.73237 4/5 から差引くと fl.72237 4/5 であるが、それを「古い計算 No. 0」の合計 fl.16000 に加えて、借方合計 fl.88237 4/5 が求められている。

貸方は、「古い計算 No. 0」の合計 fl.46000 の下に、左欄外に Gemaine einnemen と書いて、まず次の三つの記入がなされている。<sup>29</sup> これらの記入は、仕訳を行ったうえでなされているため、期中になされたものであることが分かる。仕訳15、仕訳24、仕訳41 がそれである。

Mer vortail an silber gehabt ac. 2. 11 ..... fl. 41.-

Mer interesse von der kön.mt., thut per cassa ac. 3.8 fl. 350.-

Mer per Anttorfer conto zugang ac. 5. 9..... fl. 91 4/5

(さらに銀から利益を得た、ac. 2. 11..... fl. 41.-

さらに国王陛下からの利子、現金で、ac.3. 8..... fl. 350.-

さらにアントワープ支店勘定での増加 ac.5. 9 ..... fl. 91 4/5)

そしてこれらの下に、前述の秘密帳勘定の勘定残高 fl.41755 が、仕訳することなく記入され、「古い計算 No. 0」の記入額と合わせた貸方合計 fl.88237 4/5 が求められている。

## 12. おわりに

勘定口座の締切り手続きが整備されているとはいえないが、これで債務帳の処理は、すべて終りである。では、この簿記においてハンス・ブルスト勘定は、いかなる役割を果たしているのだろうか。

ハンス・ブルスト勘定には、期首と期末の繰越額が集計されている。したがって同勘定が、期首と期末の繰越額を集計表となっていることは明らかである。しかし、それが同勘定の第一の役割であると考えべきではない。同勘定が果たしている第一の役割は、そこまでに行った処理全体を検算することと考えるべきである。そのことは、債権でありながら期首にあったものを貸方に、期末にあるものは借方に、債務でありながら期首にあったものを借方に、期末にあるものは貸方に記載していることから明らかである。期首と期末の債権と債務を単に集計するだけでは、期首と期末で債権と債務を貸借逆に集計する必要はない。

期首の債権 fl.46000 は貸方に債務 fl.16000 は借方に、期末の債権 fl.73237 4/5 は借方に債務 fl.42755 は貸方に記載することで、期首の正味持分 fl.30000 (fl.46000 - fl.16000) は貸方に期末の正味持分 fl.30482 4/5 (fl.73237 4/5 - fl.42755) は借方に生ずることになる。<sup>30</sup> そのようにして求められる期首の正味持分に、期中に生じた三つの利益 (合計 fl.482 4/5) を加えることで



期末正味持分＝期首正味持分＋期中利益 の関係が成立することをもって、計算の正確性を示そうとしているのである。

【注】

- 1 同書については、拙著「シュバルツ簿記論」（森山書店、1995年）参照。
- 2 以下では、本書を A.W. と示す。
- 3 例えば、期首にニュルンベルク支店に錫は無かったはずであるが、シュラッケンバルデン支店から受け取り（仕訳26）、その後重量を換算しなおした（仕訳29）錫4190ctr は、仕訳33、仕訳34 ですべて売却された（売上代金 fl.52450）。その売上代金の一部 fl.36000 をシュラッケンバルデン支店へ送金したのであるが、その仕訳は仕訳22としてなされている。
- 4 勘定科目一覧表には、Bartholme vnd Hans Welser, auch Hans Paumgartner と書かれている。従って「バルトルメ及びハンス・ベルザー、及びハンス・パウムガルトナー」と示すのが正しいわけであるが、本稿では短く「バルトルメ・ベルザー等」と示す。
- 5 仕訳29だけは分数表示がない。書くとすれば分子は12である。ただ借方だけで複記されていない場合であるから、分母はない。分数形式で示しても変則であるため、分数表示をしなかったのかもしれない。
- 6 例えばバルトルメ・ベルザー等の場合、仕訳では6回用いられているが、その内5回は、スペルが違っている。
- 7 ほぼ 1/3 の仕訳に、そのような記入がみられる。
- 8 fl.と ctr.の双方が書かれていることもある（仕訳17、仕訳18、仕訳33、仕訳34）。
- 9 この仕訳は翻刻版では16行であるが、最も長いというわけではない。最も長い仕訳は仕訳42で18行であるが、一つのパラグラフで書かれている。
- 10 A.W. S.281.
- 11 A.W. S.274.
- 12 A.W. S.274.
- 13 A.W. S.275、277 und 278.
- 14 A.W. S.285 und 290.
- 15 A.W. S. 283.
- 16 A.W. S. 290～291.
- 17 A.W. S.286. No.6 は No.0 の誤りであろう。ウィーン写本とダンチッヒ写本とも、No.0 と書かれているという。（Vgl. A.W. S.286 FuBnote 263）
- 18 A.W. S.289.
- 19 A.W. S.287.
- 20 A.W. S.284 und 289.
- 21 A.W. S.284.
- 22 A.W. S.289.
- 23 A.W. S.285 und 290.

- 24 A.W. S.287 und 289.
- 25 A.W. S.284.
- 26 Augspurg の誤りであろう。
- 27 5/6 の誤りであろう。
- 28 A.W. S.284.なぜこの債務を借方に記載するのかは、判断できない。
- 29 A.W. S.289.
- 30 期末のマトホイス・シュバルツに対する債務 fl.1000 が借方に債権から控除する形で書かれているため、正しくは  $(fl.73237 \frac{4}{5} - fl.1000) - fl.41755$  と計算されることになる。